入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積る契約金額の100分の5以上とします。もし足りない場合、入札は無効となります。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第234条第4項に該当する場合を除き、入札終了後に還付します。ただし、 落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の金額又は一部に充当するものとします。

3 入札保証金の免除

- (1) 次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
 - ア 入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結 し、その証書を令和6年6月21日(金)16時までに提出したとき。
 - イ 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体が証明する書類(様式第4号)又は契約書の写し等を令和6年6月21日(金)16時までに提出したとき。
- (2) 上記3(1)に該当する者以外の者については、入札参加資格の審査結果通知とともに、薬務生活衛生課から連絡する。
- ※ 現金及び小切手で入札保証金を納付する場合、手続きが複雑になる上、落札した場合には、還付せずそのまま契約保証金に充当されることになりますので、できる限り「3 入札保証金免除」の手続きをとってくださるようお願いします。

4 小切手で納付する場合

- (1) 納付方法 下記の場所へ持参し、薬務生活衛生課が発行する保管証と引き替える。
- (2) 納付場所 沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課(沖縄県庁4階)
- (3) 納付期限 令和6年6月21日(金)16時まで
- (4) 納付方法 入札後、即日に還付。領収書に記名、押印すること。

5 現金で納付する場合

- (1) 「入札保証金納付書発行依頼書」及び「債務者登録票」(様式第5号) に必要事項を記入し、薬務 生活衛生課まで提出する。(令和6年6月21日(金)11時まで)
- (2) 薬務生活衛生課が発行する納付書に基づき、下記のとおり納付し、領収書の写しを薬務生活衛生課へ提出する。
 - ア 納付場所 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業 協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行
 - イ 納付期間 令和6年6月21日(金)17時まで
 - ウ 還付方法 落札者決定後、登録した口座へ振り込む。